第六十七号の六様式(第十条の二十三、第十条の二十四関係)(A4)

（全体計画認定／全体計画変更認定）をしない旨の通知書

第　　号
年　　月　　日

申請者　　様

特定行政庁　　印

別添の全体計画認定書及び添付図書に記載の計画については、下記の理由により建築基準法第　条　　第　項による（全体計画認定／全体計画変更認定）をしないこととしましたので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に　　建築審査会に対し審査請求することができます(なお、この通知を受けた日から3か月以内であつても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。また、この通知を受けた日(当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日)から6か月以内に　　を被告として(訴訟において　　を代表する者は　　となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この通知又は裁決の送達を受けた日から6か月以内であつても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

(理由)